

## 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与実施要領

### (趣旨)

第1条 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与の実施については、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和49年福岡県条例第52号。以下「条例」という。)及び福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和50年福岡県規則第3号。以下「規則」という。)の定めによるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (貸与対象者)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する「知事が別に定める基準」とは、次のとおりとする。

- 一 申請者を扶養親族としている者がなく、かつ、申請者が扶養親族を有しない場合  
申請者の年間所得が260万円以下であること、かつ、その者の属する世帯(申請者単独の世帯については、父母等の世帯)の主たる生計となる者(申請者を除く。)の収入の年額が、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額の1.5倍以下である者
  - 二 申請者を扶養親族としている者がなく、かつ、申請者が扶養親族を有している場合  
申請者の収入の年額が、生活保護法による保護の基準の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額の1.5倍以下である者
  - 三 申請者を扶養親族としている者がいる場合  
申請者を扶養している者(父母等)の収入の年額が、生活保護法による保護の基準の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額の1.5倍以下である者
- 2 条例第2条第1項第3号に規定する「経常的収入を得る職業に就いている者」とは、1年間におおむね180日以上就労し、かつ、50万円以上の収入を得る者をいう。

### (貸与の手続)

第3条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、6月末日までに入学した者は7月末日(当該日が週休日又は休日の場合はその前日)までに、12月末日までに入学した者は、1月末日(当該日が週休日又は休日の場合はその前日)までに申請書類を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第2条の2第3号に規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、申請者の属する世帯全員の所得証明書(申請者及びその扶養者を除く。)、申請者及びその扶養者の属する世帯の全員が記載された住民票、出席状況証明書、学習計画及び単位修得証明書(通信制課程及び単位制高校のみ)、その他要件具備を証明するに必要な書類とする。

(交付の時期)

第4条 修学奨励金の交付は、年額を前期と後期の2回に分け、それぞれ10月及び3月に交付する。

(返還の債務の免除)

第5条 条例第9条第2項第3号に規定する「その他知事が特に必要と認めたとき」とは、申請者が長期間所在不明になったときとする。

なお、「長期間所在不明」とは、修学奨励金の返還の債務を有する者の所在が3年以上継続して不明であり、かつ、所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域等を管轄する市町村等への照会など必要な調査を行ってもその所在が不分明である場合をいう。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。ただし、第2条については、同日以降高等学校の定時制課程及び通信制課程の第1学年に入学した生徒（学校教育法施行規則第64条の3第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない課程にあつては、同日以降入学した生徒）から適用し、同日前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成25年8月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

2 第2条中「生活保護法による保護の基準の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額」とあるのは、当分の間「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成25年7月1日厚生労働省発社援0701第4号厚生労働省事務次官通知）及び「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成25年7月1日社援発0701第5号厚生労働省社会・援護局長通知）による改正前の基準に基づき算定する年額とする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。

## 附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。ただし、平成18年3月31日以前に入学した生徒については、なお従前の例による。